

高祖大師の戒學に就て

立 花 俊 道

戒定慧の三學は佛教にて學人修行の要綱を殘らず含んで居るといへる。この三學の中で戒は道德教であつて、これによつて學人は身の不行跡を制する。これを首位に置いてあるのは、修行者は先づ第一に品行を方正にしなければならぬ、と教へるのであるが、これは必ずしも社會公衆に對しての道德を守らせるための教ではなく、唯一個人の修行の上に精神の散亂を防止するために制せられた教だと見られぬこともない。即ち修行者は禪定の威力によつて般若の智慧を得ようとするのであるが、その間に精神の散亂を助長するやうな因縁があつては、定力を進め慧光に接するの邪魔であるから、それよりも先づ前に一方には外界の障礙物を除去し遮蔽すべきことを教へ、一方には身口意の三業を眼耳鼻等の五根門を手を足を、而して特に心を防護し制御すべきことを教へるのである。これが尸羅シラ即ち戒で、毘尼ビニ・毘奈耶ビナヤ即ち律とはこの方面の事を説明し敷衍したものに他ならぬ。戒は通常防非止惡と釋するが、三業の非惡を制し、以て修業上の邪魔を除去するのが、これを教へるに就ての根本目的であつた。併し又佛遺教經の中に、

「若し人能く淨戒を持てば、是れ則ち能く善法あり」
とあり、大智度論一三卷にも

「若し人大善利を求めば、當に堅く戒を持つこと重寶を惜むが如く、身命を護るが如くすべし」
とあり、隨つて單に消極的に防非し止惡するのみならず、進んで積極的に作善するにも、持戒は必惡となるわけである。即ち止持戒から作持戒にも及ぶわけである。

二

佛教が支那へ傳はり榮えて行く中に、禪宗では唐の德宗憲宗の時代、百丈懷海大智禪師(西紀七三〇—一八二四年)が世に出られ、單に小乗の戒律のみならず、大乘の戒律並に大小乘經の精神をも斟酌して、禪門叢林の規則を制定し、これを清規と名付けられたことは周知の事實である。この清規こそは百丈清規と稱せられるもので、今はなくなつて居るけれども、現存勅修百丈清規の底本となるものである。これを清規と呼ぶは清淨大海衆の規矩といふ意味だといふ。印度と支那とは氣候風土、人情風俗、人民の生活様式、世出世間の關係等全然異つて居るから、たとへ佛の直々の垂誠とは申せ、古代印度の戒律をそのまま支那にて依用することは到底出來ることではない。そこで佛戒の精神を酌み取つて、支那の禪林生活に適用出來るやうにしたのがこの清規である。

これを制定するに就て大智禪師は

「吾が宗とする所、大小乘に局るに非ず、大小乘に異るに非ず、當に博約折中して制範を設くるに於て、其の宜しきを務むべし」

と云つたといふが、どうせ依違することの困難な印度制の波羅提木叉を不完全に形式だけ依違するに止むるよりも、支那の禪宗叢林を先づ開創し、その中の實生活に適應した清規を設定する方が遙に賢明な方策であるわけで、この點叢林開闢百丈大智禪師に似つかはしい卓見である。至大清規の序に、

「且つ吾が聖人波羅提木叉を以て壽命となす、而るに百丈清規は是よりして出づ」

とあるが、こゝに聖人とあるは佛世尊であらう、佛世尊は波羅提木叉即ち二百五十條の戒文を以て大事な生命ともなし給ふたが、その精神を參酌して制定されたる百丈清規は實にそこに由來ありともいはるべきものである。その制定の精神に於ては毫末も變る所はない。こゝにも波羅提木叉は飽くまで尊重し珍敬されて居るのである。

三

この點は吾が高祖大師の御精神にしても全く同じであつたかと思ふ。高祖の受戒卷に

「西天東地佛祖正傳シキタレルトコロ、カナラス入法ノ最初ニ受戒アリ、戒ヲウケサレハ、イマタ諸佛ノ弟子ニアラス、祖師ノ兒孫ニアラサルナリ、離過防非ヲ參禪問道トセルカユエナリ」

の語がある。尙ほ得度略作法の中には三歸戒の次に沙彌の十戒を受くべきことを規定してある。即ち先懺悔、次三歸戒、次沙彌戒、次三聚淨戒、次十重禁戒、次回向といふ順序となるのである。即ち何處までもたとへ小乗のものなりとも戒律を尊重しようといふ御精神である。衆寮清規の中にも

「寮中の儀まさに佛祖の戒律に敬遵し、兼て大小乗の威儀に依隨し、百丈の清規に一如すべし」
といはれ、出家卷、受戒卷にも

「毘尼ヲ嚴淨スルヲ以テ方ニ能ク三界ニ洪範タリ、然レハ則チ參禪問道ハ戒律ヲ先トナス、若シ過ヲ離レ非ヲ防カスハ、何ヲ以テカ成佛作祖セン」

といはれて居る。この戒律尊重に就ての高祖の精神は判るとして、余は以下高祖の遺著の中から持戒護律に就ての教誡數條を摘記し、余の言の足らざる所を補ふこととする。

口論鬪争は勿論、一衆の不和合は僧伽生活者に取りては大々の禁物とされて居り、これに就て律中に誠しめてある所至つて多い。重雲堂卷には

堂中ノ衆ハ乳水ノコトク和合シテタカヒニ道行ヲ一興スヘシ

と云はれ、更に

「イサカヒセンモノハゴ人トモニ下寮スヘシ」

とも云はれて居る。僧堂内に住める大衆間の黨同伐異は勿論のこと、その中に唯二人の争論者があつても堂中全衆の道行の障礙となる。されば一衆残らず相和協して道行に精進いたすべく、若し中に口論でもするものがあつたら、仕方がない二人とも追放せよといはれるのである。衆寮清規には

「初心晚學和敬隨順せよ」

とも云つてある。この先輩後輩相互の和敬隨順に就ての根本的教誡を初めとして、長髮長爪すべからずといふ誠、酒肉五辛を寮中に持入るべからずといふ誠、金銀錢帛等の不淨財を蓄ふるべからずとの誠、大小便に關する誠、大已即ち長老比丘に對する時の誠等、釋尊高祖の共同的に教誡されて居る箇條は非常に多數で到底枚舉に違がないほどである。或人は「律と清規とはそこに誠しめてあることが大へんに違つて居る」と云ふが、これもなるほど眞理で、律は

二千五百年前印度の比丘のために制せられたもの、百丈清規は千百年前支那の禪僧のため、而して高祖の清規は七百年前日本の禪僧のために定められたものであるからには、その間に多大の差違あるは自然の事かと思ふ。但その設定の根本精神即ち道行精進の邪魔となるべき内外の障礙を除去し遮蔽すべきことを教へられたる點に於ては、釋尊の律も百丈禪師高祖大師の清規も共に同一であると見て宜しからう。

不落因果ハマサシクコレ撥無因果ナリ。コレニヨリテ惡趣ニ墮ス。不昧因果ハアキラカニコレ深信因果ナリ。コレニヨリテキクモノ惡趣ヲ脫ス。アヤシムヘキニアラス、ウタガフヘキニアラス。近代參禪學道ト稱スルトモカラ、オホク因果ヲ撥無セリ。ナニヨリテ因果ヲ撥無セリトシル。イハユル不落ト不昧ト一等ニシテコトナラストオモヘリ。コレニヨリテ因果ヲ撥無セリトシルナリ。(深信因果)